

# 景観ガイドライン作成 確認シート

20160309

Ver.A.4

【様式A】

記入日	
ガイドライン名	

項目	配慮事項	頁番号	照合
景観ガイドライン	開発地区の景観形成の目標および方針に適合している。		
	開発地区内における景観の軸や広場、ゾーニングによる景観の骨格づくりに適合している。		
	基本整備方針に適合している。		
(1) 地区の 見え方	遠景の景観形成	1) スカイライン	
		2) 形態意匠による連続性	
		3) 隣棟間隔	
		4) 地区施設の周辺との調和	
		5) 色彩	
		6) 敷地内施設、設備及び植栽等の調和	
	中景の景観形成	1) 建物全体の意匠、低層部・中層部・高層の整理	
		2) 隣接街区との調和	
		3) 隅切り部の視認性	
		4) 色彩	
	近景の景観形成	1) 低層部のつくり方	
		2) 色彩及びその使用素材	
3) ファサードや側壁の意匠			
4) 壁面緑化、屋上緑化及び生垣			
5) 公共施設、隣接地との調和			
6) 街路や公園と接する駐車場や駐輪場の配置			
7) 各屋外設備の配置			
8) 隣接する街路や敷地内の各施設等との舗装や植栽等、空間の一体的な調和			
9) フェンス及び塀等(単調な作りにしない、連続性等)			
10) 植栽の樹種や配置について			
11) 街路灯や敷地内灯りのバランス			
12) サイン、ストリートファニチャー			

	配置・ボリューム	開発地区に空地を確保したり、適度な隣棟間隔をとることにより周辺環境に配慮した景観形成を行う。		
		大規模開発は周辺地区への影響が多くなるので、足立区景観計画の内容を十分に踏まえた整備計画を検討すること。イメージをつかむために、計画平面図（マスタープラン図）、イメージパースも作成すること。		
(2) 将来管理者へ引き継ぐこととなる公共施設	道路	道路を構成する要素として、舗装、街きよ（L型含む）、街路灯、境石、横断防止柵及び植栽等があり、その他として規制標識、案内標識、ベンチ等がある。景観上の位置づけにもよるが、周辺建築物等との調和に配慮した整備を検討すること。 なお、交通車両等による経年劣化により将来美観を損ねる可能性のあるものは、極力使用を避けること。		
	公園	公園等の整備計画を定めた「あだち公園 いきいきプラン」に基づく配置検討及び整備を行うこと。 トイレや各遊具等工作物の色彩について、設定した色彩計画との調和について注意すること。		
(3) 景観の軸及び広場		景観の軸及び広場について設定を行った場合、軸については道路と隣接敷地との一体性、歩道状空地や壁面後退部の利用方針、視覚の広がり等について特に考慮して、イメージスケッチや各詳細整備方針をふまえた軸に対する整備方針を作成すること。また、軸同士の交差部については上位軸の設定について注意すること。		
		拠点についてはその他に、憩いの場となるようなベンチやシンボルツリーの配置等も考慮して、拠点に対する整備方針を作成すること。		
(4) 緑による景観形成		緑の基本計画の内容を理解し、道路植栽及び公園植栽の調和に配慮すること。		
		敷地内で、植樹できる箇所は積極的に行うよう検討すること。 なお、地区内での調和に配慮し、全体的に単一な印象とならないように注意すること。		
		道路については、南北路線は常緑樹、東西路線は落葉樹の採用に努めること。		
		地区内に保存樹がある場合は、保全に努めること。		
(5) 足立区景観計画をふまえた地区内の基準	色彩計画及び景観形成基準等	景観計画に定められる基準及び(1)～(4)の内容を踏まえ、地区の特性を活かしたより詳細な基準を定めること。特別景観形成地区が近接するなどの場合には、それらの基準を参考とすること。		
	屋外広告物について	「東京都屋外広告物条例」を遵守することはもとより、開発地区における表示・掲出のルールについて検討すること。		
	開発地区の既成市街地との境界について	地区内外の連続性（オープンスペース、幹線道路等）についての方針や、圧迫感の低減について検討すること。		
(6) ユニバーサルデザイン		検討してきた内容について、ユニバーサルデザインに対応しているかあらためて確認を行うこと。		
(7) 開発地区により必要となる事項		地区の特性等を考え別途定めるべき事項がある場合は、設定すること。		

(注) 太線内のみ記入すること。